

# 第12章 子育て部

## 1. 子育て部の主要事業

### (1) 第2期松江市子ども・子育て支援事業計画の推進

社会全体が、すべての子どもの幸せな育ちと子育てを支援し、保護者が喜びを感じながら子育てができ、子どもの笑顔があふれる松江市を目指し、子ども・子育て支援を総合的に推進する。

### (2) 就学前教育推進事業

松江市ならではの就学前教育の推進策を検討し、広く市民の参画を得ながら、家庭や地域も含む就学前教育の充実を図るため、「松江らしい幼児教育の推進検討委員会」から提案された具体策を実施していく。

### (3) 市立幼稚(保)園、認可保育所等に対する保育指導、職員研修事業

就学前教育の質の向上を図るため、訪問指導、各種研修における指導助言、幼保職員研修会の開催、子どもの発達とメディア対策事業等を行う。

### (4) 地域子育て支援拠点事業

常設の拠点施設を開設し、子育て家庭の親とその子ども(概ね3歳未満の児童及び保護者)を対象として親子の交流の場の提供、子育て支援に関する講習等の事業を実施する。

### (5) 子ども医療費助成

子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子どもの疾病の早期発見、早期治療を促進し、もって子どもの健全な育成及び安心して子どもを産み育てることが出来る環境づくりの推進を図る。

### (6) まつえの子育てAIコンシェルジュ事業

子育て世代に幅広く普及しているソーシャルメディアであるLINEを活用して、AIが即時回答することで、子育てに関する疑問や悩みを24時間いつでも相談できる環境をつくる。令和3年4月より開始。

### (7) フッ化物洗口事業

虫歯予防の一層の推進を目的とし、全公立幼稚園、公立幼保園、公立保育所においてフッ化物洗口事業を行う。

### (8) 一般不妊治療費助成(市単独助成事業)

「保険適用の不妊治療」及び「人工授精」について、治療者の経済的負担を軽減するため、本人負担分の一部を助成する。

### (9) 特定不妊治療費助成(中核市移行による事務権限移譲事業)

医療保険が適用されず医療費が高額である特定不妊治療(体外受精、顕微授精及び男性不妊治療)について、治療費の一部を助成する。

### (10) 妊婦健康診査14回公費負担

妊婦の経済的負担を軽減し、安心・安全な出産につなげるため、妊婦健康診査費用を公費で負担する。

### (11) こんにちは赤ちゃん訪問事業・養育支援家庭訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全家庭を保健師・助産師が訪問する。また継続支援が必要な家庭には保健師等の訪問やヘルパー派遣により育児支援及び見守りを行う。

### (12) 5歳児健診

年度内に5歳になる幼児を対象に、就学にむけ障がい等の早期発見、早期支援や、子育てに関する困り感への支援を目的に、発達・教育相談支援センター、保育所、幼稚園等と連携して行う。

### (13) 産前・産後ケア推進事業

妊婦とその家族に対し、妊娠・出産への意識を高める場を提供するとともに、出産後、保健指導等が必要な母子に対し、心身のケアや具体的な育児指導等のきめ細かい支援を行う。また、多胎家庭へサポーターが訪問し、育児や家事援助・外出補助を行うことにより、負担軽減を図る。

### (14) 産婦健康診査事業

出産後間もない産婦の健康診査費用を助成することにより、産後うつ等、支援が必要な産婦を早期に把握し介入する体制を整備する。

### (15) 若い子育て世帯等の保育料軽減事業

若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図るため、認可保育所又は認定こども園に入所している0～2歳児クラスの子どもについて、幼児教育・保育の無償化の対象とならない保育料の軽減を行うとともに、生計を一にする兄弟が2人以上いる場合は、保育料を無償化する。

### (16) 多子世帯の認可外保育施設保育料軽減事業

認可外保育施設を利用している0～2歳児クラスの子どもについて、保育を必要とする事由を有する場合で、生計を一にする兄弟が2人以上いるときは、一定の範囲内で保育料の補助を行う。

### (17) 病児保育事業

病気療養中又は病気回復期の児童を預かる保育施設を設置し、子育て家庭の支援を行う。

### (18) ひとり親家庭支援のための夜間保育事業運営費補助金

ひとり親家庭の児童を預かり、夜間保育を実施する認可外保育施設の事業運営費の一部を補助する。

### (19) 私立幼稚園交流活動等事業費補助金

私立幼稚園が行う地域や世代間交流事業等に補助を行う。

### (20) 子育て短期支援事業

保護者の病気や出張などのため、家庭での児童の養育が一時的に困難となった場合、短期間子どもを預かる「ショートステイ事業」、夜間に子どもを預かる「トワイライトステイ事業」を行う。

## 2. 障がい児(者)福祉

### (1) 主な障がい児(者)福祉サービス(県・市事業)

事業名	事業概要
福祉医療費助成制度	重度の身体障がい者(身体障害者手帳 総合等級1～2級)、重度の知的障がい者(療育手帳A)、ねたきり者(65歳以上で3ヶ月以上臥床し日常生活に介助が必要な方。ただし、認定から1年間のみ対象)、重度の精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級)、重複重度障がい者(身体障害者手帳 総合等級3～4級+IQ50以下)、(精神障害者保健福祉手帳2級+身体障害者手帳3～4級)、(精神障害者保健福祉手帳2級+IQ50以下)等を対象に医療費の助成を行う。 所得制限、世帯の住民税課税状況等による負担限度額区分あり。

## 3. 児童福祉

### (1) 合計特殊出生率の推移(15～49歳の1人の女性が生涯生む平均出生率)

(単位:人)

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
全国	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.46	1.44	1.43	1.42	1.36
島根県	1.68	1.61	1.68	1.65	1.66	1.80	1.75	1.72	1.74	1.68
松江市	1.58	1.50	1.61	1.58	1.58	1.72	1.60	1.55	1.56	1.55
出生数	1,655	1,763	1,853	1,792	1,765	1,864	1,705	1,630	1,589	1,545

### (2) 認可保育所等の入所児童数 (令和3年4月1日現在)

(単位:人)

区分	保育所数	定員	入所児童数			
			0歳児	1～2歳	3歳以上	計
公立	16	1,320	70	423	557	1,050
直営	11	920	62	356	410	828
公設民営	5	400	8	67	147	222
私立	69	6,002	395	1,954	3,112	5,461
認定こども園	15	1,529	63	328	723	1,114
認定こども園以外	54	4,473	332	1,626	2,389	4,347
計	85	7,322	465	2,377	3,669	6,511

### (3) 地域子育て支援拠点事業

育児相談・育児講座や交流事業・地域活動事業

・センター 1ヵ所(あいあい)

・サテライト 8ヵ所(おもちゃの広場・美保関子育て支援センター・たまゆつどの広場・宍道子育て支援センター・東出雲子育て支援センター・鹿島子育て支援センター・やくも子育て支援センター・松江赤十字乳児院)

### (4) ファミリーサポート事業

「子育ての手伝いがしたい人」「子育ての手助けをしてほしい人」が会員となって、0歳～小学校6年生までの育児の相互援助を有償で行う。

・まっえファミリーサポートセンター

### (5) 訪問型子育てサポート事業

妊娠中や就学前までの子育てをしている家庭に、市が認定したホームサポーターを有償で派遣し育児や家事等の支援を行う。

・委託事業所 3ヵ所(松江市シルバー人材センター、ケアサービス松江、まごころサービス松江センター)

## (6) 子ども医療費助成

(令和3年4月1日現在)

対 象	0歳～小学6年生 中学1年生～中学3年生 高校1年生～20歳未満(一定の要件を満たす人)
自 己 負 担 額	0歳～小学6年生:0円(県の制度に松江市単独で上乗せして子どもの医療費を助成) 中学1年生～中学3年生:入院費のみ0円 高校1年生～20歳未満:入院費のみ上限2,000円

## (7) 児童手当

(令和3年4月1日現在)

対 象	中学校を卒業するまでの子どもを養育している人
手 当 の 月 額	3歳未満 一律15,000円 3歳以上小学校修了前 10,000円(第3子以降は15,000円) 中学生 一律10,000円 ※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として月額一律5,000円を支給
支 払 時 期	6月、10月、2月

## 4. ひとり親の福祉

## (1) 児童扶養手当

(令和3年4月1日現在)

対 象	父母の離婚などにより、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育している人で、前年中の所得が一定額未満の人。
手 当 の 月 額	①児童1人=全部支給43,160円、一部支給43,150～10,180円 ②児童2人=全部支給53,350円、一部支給53,330～15,280円 ③児童3人=全部支給59,460円、一部支給59,430～18,340円 ※児童が4人以上のときは、1人増えるごとに全部支給6,110円、一部支給6,100～3,060円加算
支 払 時 期	5月、7月、9月、11月、1月、3月

## 受給資格者数

(令和2年3月31日現在)

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
人数	1,622	1,603	1,747	1,930	1,959	1,947	1,920	1,900	1,875	1,831	1,746	1,694	1,636

## (2) ひとり親家庭等高校通学費助成

支 給 対 象	年齢が18歳になる年度末までの間の児童を養育しており、その児童が高等学校、高等専門学校、職業訓練校等に通学している方。(通信制・海外留学を除く)
助 成 額 (月 額)	・交通機関利用者(バス・電車等) 定期券購入額の2分の1。上限12,000円。 ・自宅からの通学が困難であるため、寄宿舎や下宿から通学している場合。寮費の2分の1。上限12,000円。 ・交通用具利用者(自転車・バイク):月額1,250円

## (3) 高等職業訓練促進給付金事業

対象資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、調理師等
------	--

## ○高等職業訓練促進給付金

支 給 対 象 期 間	・修業期間の全期間(上限48月)
支 給 額	・月額100,000円または70,500円(市町村民税の課税の状況による) ・国家試験対策や実習に伴う就労収入の減を補うため、修業期間最後の1年間については月額40,000円増額

## ○高等職業訓練修了支援給付金

支 給 額	50,000円または25,000円(市町村民税の課税の状況による)
-------	-----------------------------------

(4) 自立支援教育訓練給付金事業

対 象 講 座	雇用保険法による一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金の指定講座
支 給 額	教育訓練施設に対して支払われた入学料(登録料)、受講料でその施設の長が証明するもの ① 雇用保険法による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない方 →対象講座の受講料の6割相当額(上限20万円、支給額が12千円未満の場合は対象外) ② 雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない方 →対象講座の受講料の6割相当額(上限20万円×修学年数(この場合、80万円を超える場合は上限80万円)、支給額が12千円未満の場合は対象外) ③ 雇用保険法による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる方 →①あるいは②に定める額から支給される各種給付金の額を差し引いた額

(5) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

資 金 の 内 容	・子どもが修学する際に必要な資金 ・就職するために必要な技能を習得するために必要な資金 ・療養中の生活維持のための資金 等
貸 付 の 対 象	・母子家庭の母、父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のいない児童 ・寡婦が扶養する子 ・母子家庭の母又は父子家庭の父 ・寡婦 等

(6) ひとり親家庭等の相談

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等の相談に応じ、自立に向けた指導や助言を行う。

(7) その他

- ① 公営住宅入居や保育所・児童クラブ入所の特別配慮
- ② 母子生活支援施設への入所(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童のいる母子世帯)
- ③ 福祉医療(ひとり親)医療費助成
- ④ 寡婦(寡夫)控除のみなし適用

## 5. 母性・乳幼児保健対策事業

事業名	事業内容
各種手帳発行	母子健康手帳、赤ちゃん手帳、妊婦・産婦・乳児一般健康診査受診票、ごはん手帳、予防接種手帳
健康診査	・妊婦健康診査(個別健診) ・産婦健康診査(個別健診) ・1か月児健診(個別健診) ・4か月児健診(集団健診・個別健診) ・10か月児健診(個別健診) ・1歳6か月児健診(集団健診) ・3歳児健診(集団健診) ・5歳児健診(2段階の健診:アンケート、診察・相談)
健康相談	・妊婦相談、乳幼児健康相談 ・発達健康相談 ・ぐんぐん教室 ・子育てお悩み相談、おっばい相談 ・オンライン相談
健康教育	プレパパ・プレママ教室、離乳食と歯の教室・地域の食育講座
訪問指導	妊婦訪問、生後4か月までの乳児全数訪問、産婦訪問、養育支援家庭訪問
医療制度	○未熟児養育医療費助成 ○小児慢性特定疾病医療費助成 ○子ども医療費助成 ○一般不妊治療費助成 ○特定不妊治療費助成 ○新生児聴覚検査費助成事業 ○風しん予防接種費用助成事業